

1 計画策定の経緯・趣旨

- (1) 児童虐待防止アクションプラン(以下「AP」という。)は、児童虐待を防止するため、本県独自の取組として平成17年9月に初めて策定したものです。
- (2) 第3期APは、平成23年度から27年度までの計画期間であることから、平成28年度を始期とする第4期APを策定するもの。
- (3) APは、県民、児童福祉関係機関等が緊密な連携のもと、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するための行動計画として策定するもの。

2 計画期間・進行管理

- (1) 計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間
- (2) 進行管理 毎年度、県において実施状況を把握するほか、岩手県要保護児童対策地域協議会に報告し、評価・助言等を得る。

3 改定の主なポイントと対応する取組

改定の主なポイント	対応する取組
(1) 児童相談所全国共通ダイヤル(189)導入の取組のほか、全国の児童虐待死亡事例等を検証した国の審議会の報告書における提言を参考とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体等による児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知 ・ 教育委員会、警察などの関係機関との連携の強化 ・ 市町村要保護児童対策地域協議会への支援 など
(2) 本県においても児童虐待死亡事例が平22年度に発生していることから、このような事件が二度と起きないように、本県の検証委員会からの提言を盛り込む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後うつ病対策の充実など母子保健活動の実施 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実 など
(3) 沿岸被災地において、未だに多大なストレスを抱えながら生活をされている方が大勢いると予想されるため、子育て家庭の支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止のための普及啓発の充実 ・ 沿岸被災地におけるNPO等と連携した見守り活動等の推進
(4) 現行APの取組状況を踏まえ、取組率が低いアクションⅠ(発生予防)と虐待対応の要であるアクションⅢ(相談機能と対応の充実)の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に対する人権教育の実施のほか、既存の取組の着実な実施 ・ 教育委員会、警察などの関係機関との連携の強化 ・ 市町村及び児童相談所の相談機能と対応の充実 など
(5) 市町村をはじめとする関係機関からの意見・要望を踏まえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の相談機能と対応の充実、運営の実務マニュアルを活用した市町村要保護児童対策地域協議会の実効ある活動の促進 ・ 児童相談所の相談機能と対応の充実、市町村支援の充実 など

4 計画の体系図

ActionⅠ 虐待の発生を予防する

ねらい

- 1 より一層普及啓発活動に力を入れ、関係機関を含め県民一人ひとりのさらなる機運醸成を図る。
- 2 児童虐待死亡事例は、0歳から2歳までが大部分を占めていることから、周産期からの特定妊婦等へのきめ細かい支援の充実や、これから親となる若年者を対象とした啓発に力を入れる。
- 3 子育ての不安や悩みを一人で抱え、孤立することがないように子育て支援の充実を力を入れる。

項目

- 1 周知と啓発等
- 2 母子保健活動の充実
- 3 子育て家庭への支援の充実

ActionⅡ 虐待を早期に発見する

ねらい

- 1 日頃からの周知啓発に努め、児童虐待の早期発見に関する機運の醸成に努める。
- 2 相談のしやすい環境の整備等により、子どもや子育て家庭への支援の充実を図る。
- 3 学校職員、保育所・幼稚園職員、医療関係者等に対する情報提供等を実施し、児童虐待の早期発見につなげる。

項目

- 1 周知と啓発(Ⅰ-1再掲)
- 2 地域における早期発見、見守り体制の充実
- 3 学校、医療機関、施設等における早期発見

ActionⅢ 虐待の相談機能と対応を充実する

ねらい

- 1 児童虐待事案に対応するそれぞれの機関の役割を最大限発揮できるよう、機関の連携・強化を図る。
- 2 市町村の児童相談対応力の充実を図る。
- 3 児童相談所の専門性の充実を図る。
- 4 広域振興局の市町村支援の充実を図る。
- 5 県家庭的養護推進計画の推進を図り、措置児童の処遇改善と里親の支援体制の充実を図る。

項目

- 1 機関連携及び体制整備
- 2 市町村の相談機能と対応の充実
- 3 児童相談所の相談機能と対応の充実
- 4 広域振興局の市町村支援の充実
- 5 養護体制の充実

ActionⅣ 虐待の再発を防止する

ねらい

- 1 保護者、児童に対する支援体制の充実を図る。
- 2 施設退所児童等への支援の充実を図る。

項目

- 1 親子分離後の家族支援
- 2 児童養護施設、里親等措置解除後のアフターケアなどの充実